国民年金法施行令第七条及び第八条第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める国民年金の保険料を前納

する場合の期間及び納付すべき額の一部を改正する件

○厚生労働省告示第三十五号

国民年金法施行令 (昭和三十四年政令第百八十四号)第七条及び第八条第二項の規定に基づき、 国民年金

法施行令第七条及び第八条第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める国民年金の保険料を前納する場合の

(平成二十一年厚生労働省告示第五百三十号)の一部を次のように改正し、

令和六年

三月一日から適用する。

期間及び納付すべき額

令和六年二月二十二日

厚生労働大臣 武見 敬三

_
傍
絲
剖
分
け
改
\mathbf{I}
剖
分

三 四分の三保険料を前納しようとする日の属する月から令和五	保険料及び
、前号に定める期間を除く。) 令和七年三月までの期間(令和五年三月に前納する場合を除き二 保険料及び付加保険料を前納しようとする日の属する月から	河八平三月まで 年四月から令和八年三月までのいずれかの月に限る。)から令付加保険料を前納しようとする被保険者 前納する月(令和六二 前納する月から令和八年三月までの期間の全ての保険料及び
	三月まで から令和七年三月までのいずれかの月に限る。)から令和七年
6 名 和 万 在 三 月 28 で	料を前納しようとする被保険者 前納する月(令和六年三十年九代降料。という。 そ限々 り 同し) 万で作力
) かっ合いや 再三月までの朝間 きは、これらの日の翌日を当該月の末日とみなす。以下同じ。	加呆倹糾」という。)を余く。以下司じ。) 及び寸並びに法第八十七条の二第一項の規定による保険料
る休日、一月二日、一月三日又は十二月三十一日に当たる	しないものとされた保険料(以下「四分の三保険料」と
の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第百七十八号)に規定 うとする日の属する月(当該月の末日が日曜日、土曜日、国民	十条の二第三項の規定によりその四分の一につき納付することのとされた保険料(以下「半額保険料」という。)及び法第九
を除く。以下同じ。)及び付加保険料を前納し	によりその半額につき納付することを要しない
《の規定による保険料(以下「付加	保険料(以下「四分の一保険料」という。)、法第九十条の二
以下「四分の三保険料」という。)並	の三につき納付することを要しないものとされ
規定によりその四分の一につき納付することを要しないも	号。以下「法」という。)第九十条
十条の二	での期間の全ての保険料(国民年金法(昭和三十四年法律第百
につき納付することを要しないものとさ	とみなす。以下「前納する月」という。)から令和七年三月ま
九十条の二第二項の	月三十一日に当たるときは、これらの日の翌日を当該月の末日
のとされた保険料(百七十八号)に規定する休日又は一月二日、一月三日又は十二
十条の二第一項の規定によりその四分	しくは土曜日、国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第
一 保険料(国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号。以下	一 前納をしようとする日の属する月(当該月の末日が日曜日若
	する。
は、次のとおり	は、次の各号に掲げる被保険者の区分に応じて、そ
第一条 国民年金法施行令第七条に規定する厚生労働大臣が定める	第一条 国民年金法施行令第七条に規定する厚生労働大臣が定める
(保険料の前納期間)	(保険料の前納期間)
改正前	改 正 後
一个光音之は言言音之二	

らの年 令い三 令い三 和ず月 六れか らの年 令い三 令い三 令い三 令い三 和ず月 六れか らの年 令い三 令い三 わず月 六れか らの年 令い三 わず月 六れか らの年 令い三 わず月 六れか らず、次規 れぞの定

和四十年七月一日まで ら令昭和四十年六月二日から昭 前納	四十年五月二日から昭 前	和四十年五月一日までケラかのがの	和四十年四月一日まで6令かのがの	和四十年三月一日まで5令かのがの	和四十年二月一日まで六年和四十年二月一日までら令れか	ら昭和四十年一月一日まで ら令六年	まで ら昭和三十九年十二月一日 らの のの 前納
和七年五月までのいずればする月(令和六年四月か	日月まで から令和七日 からのり (令和六年四月か)	月まで 日までのいずれ 日まで 日までのいずれ	月まで の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の	月まで 「月まで」から令和七日一月までのいずればする月(令和六年三月か	 	十一月まで 1和六年十一月までのいず 1和六年十一月までのいず	- 月に限る。) から令和六 和六年十月までのいずれ がする月(令和六年三月か

昭和四十一年二月二日から 前知 昭和四十一年二月一日まで られれる	でら 七 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	昭和四十年十二月一日まで 50mm	T	The state	The transfer Th	和四十年八月一日まで 50 から から	
納する月(令和六年四月かかの月に限る。)から令和かの月に限る。)から令和かの月に限る。)から令和がの月に限る。)から令和がの月に限る。)から令和がの月に限る。)から令和がの月に限る。)からや和六年四月か	一月まで おら令に限る。) から令と年十一月までのい	十月までの月に限る。)から令和七年十月までのいずれくかのりに限る。)から令和七年十月までのいずれくがある月(令和六年四月かります。	九月までの月に限る。)から令和七年九月までのいずれくかった。	八月まで の月に限る。) から令和七年八月までのいずれ 納する月(令和六年四月か	七月までの月に限る。)から令和七年七月までのいずれ納する月(令和六年四月か	六月までの月に限る。)から令和七年六月までのいずれ今和七年六月までのいずれ納する月(令和六年四月か	月

					兀							
女是多分 三三	じて、それぞれ同表の下欄に掲げる期間	かわらず、次の表の上欄に掲	規定に該当するに至る被保険者	一号又は第二号に定める期間				昭和四十一年四月一日まで	昭和四十一年三月二日から			昭和四十一年三月一日まで
月	掲げる期間	次の表の上欄に掲げる当該被保険者の生年月日に応	者 第一号及び第二号の規定にか	号又は第二号に定める期間内に法附則第五条第五項第一号の	保険料及び付加保険料を前納しようとする場合において、第	年二月まで	かの月に限る。)から令和八	ら令和八年二月までのいずれ	前納する月(令和六年四月か	年一月まで	かの月に限る。)から令和八	ら令和八年一月までのいずれ

昭和三十四年九月一日まで昭和三十四年八月二日から 昭和三十四年七月一日まで 昭和三十四年五月一日まで昭和三十四年四月二日から 昭和三十四年六月一日まで 昭和三十四年五月二日から 和三十四年八月 被保険者の生年月日 年八月一日まで日年七月二日から 年四月までかの月に限る。 年七月までかの月に限る。 年六月までかの月に限る。 年五月までかの月に限る。 かの月に限る。)から令和六年五月までのいずれ ら令和六年六月までのいずれ ら令和六年七月までのいずれ 前納する月 ら令和六年四月までのいずれ 令和六年三月 前納する月 前納する月 前納する月 期 (令和六年三月か (令和六年三月か (令和六年三月か (令和六年三月か 間 から令和六 から令和六 から令和六

昭和三十四年

年三月までの期間 四分の三保険料を前納しようとする日の属する月から令和六 (前号に定める期間を除く。

兀

]				
昭和三十五年五月一日まで昭和三十五年四月二日から昭和三十五年四月二日から昭和三十五年四月二日から昭和三十五年四月二日から昭和三十五年四月二日から	昭和三十五年三月一日まで昭和三十五年二月二日から	昭和三十五年二月一日まで昭和三十五年一月二日から	でいる。日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日	まで おお 日本	で配和三十四年十一月一日ま昭和三十四年十月二日から	昭和三十四年十月一日まで昭和三十四年九月二日から
かの月に限る。) から令和七年二月までのいずれがの月に限る。) から令和七年二月までのいずれら令和七年三月までのいずれら令和七年三月まで	一月まで 別まで 別まで 利は 日月に 日子 日子 日子 日子 日子 日子 日子 日子 日子 日子 日子 日子 日子	六年十二月までれかの月に限る。)から令和六年十二月までのいずら令和六年三月までのいず	六年十一月まで れかの月に限る。)から令和 ら令和六年十一月までのいず	前納する月(令和六年三月かがの月に限る。)から令和六年十月までのいずれ	年九月まで かの月に限る。) から令和六 かの月に限る。) から令和六 すれ	年八月までかの月に限る。)から令和六年八月までのいずれら令和六年三月か

		\pm		
令和六年五月 日本三、月	四六年四月 資格喪失予定年月 過 一	の景において同じ。」 こは 号の規定に該当するに至る かわらず、次の表の上欄に 規定に該当するに至る被保 規定に該当するに至る被保	和三十六年四月一日4	昭和三十六年二月一日まで昭和三十六年二月一日まで昭和三十六年二月一日まで
・	で それぞれ同妻の	て、それぞれ司長の下闌こ掲げの属する月の前月をいう。以下げる資格喪失予定年月(同項第一号及び第二号の規定に対。資格喪失予定年月(同項第一場)の場が、	年二月まで中二月までかの月に限る。) から令和八年二月までのいずれかの月に限る。) から令和八年二月まで	年十一月まで かの月に限る。)から 令和七年十二月までの かの月に限る。)から かの月に限る。)から かの月に限る。)から かの月に限る。)から かの月に限る。)から

令和六年六月

年五月まで から令和六

ら令和六年五月までのいずれ前納する月(令和六年三月か

月までの期間 半額保険料を前納しようとする日の属する月から令和五年六

五.

かの月に	令 納	六年十二れかの日	令和六	する	六年十一	れかの月	ら令和六	令和六年十二月前納する	年十月ま	かの月に	ら令和六	る	年九月ま	かの月に	ら令和六	令和六年十月 前納する	年八月ま	かの月に	ら令和六	令和六年九月 前納する	年七月ま	かの月に	ら令和六	令和六年八月 前納する	年六月ま	かの月に	ら令和六
月に限る。)から令和七	月行ま和	月までのから令	年十二月までのい)月(令和六年三月か	月まで	月に限る。)から令和	年十一月までのいず	月(令和六年三月	で	限	年	月(令和六年三月	で	限る。)から令	年九月までのいずれ	月(令和六年三月	で	限る。)から令和六	年八月ま	月(令和六年三月	で	限る。)から令和六	年七月までのいず	月(令和六年三月	で	限る。)から令和六	年六月までのいずれ

令和七年十月	令和七年九月	令和七年八月	七	令和七年六月	令和七年五月	令和七年四月	令和七年三月
令和七年九月までのいず 州する月(令和六年四月 八月まで) スピネモ		平七月まで かの月に限る。) から令和七 ら令和七年七月までのいずれ 前納する月(令和六年四月か	月まで別いいでのいずのは、これが、これが、これが、これが、これが、これが、これが、これが、これが、これが	年五月までおの月に限る。)から令和七年五月までのいずれら令和六年四月か	年四月まで ・ から令和七年四月までのりに限る。)から令和七年四月までのいずれ	年三月まで おら令和七年三月までのりがの月に限る。) から令和七年三月までのいずれ	年二月までありから令和七年二月までのりずれら令和七年二月までのいずれがある月(令和六年三月か

号又は平成十六年改正法る資格喪失予定年月(平	者の第一号及び第二号の規定にから、附則第二十三条第六項第三号の	十六年法律第百四号。以下「	十一条第六項第三号又は国民年金	年法律第九十五号。以下「平成六	に定める期間内に国民年金法等の	六 保険料を前納しようとする場合	年一	かり	ら ₄	令和八年三月 前幼	年	かの	 ら令	令和八年二月 前独		れ	5	令和八年一月 前知	七	れ	ら令	令和七年十二月 前知	年	かり	ら令	令和七年十一月 前独	年	カ
二十三条第六項第三号の規改正法附則第十一条第六項	かわらず、次の表の上欄に掲規定に該当するに至る被保険	十六年改正法」という	金法等の一部を改正する法律(年改正法」という。)附則第	一部を改正する法律(平成六	において、第一号又は第二号	一月まで	の月に限る。)から令和八	令和八年二月までのいずれ	納する月(令和六年四月か	一月まで 	の月に限る。)から令和八	和八年一月までのいず	納する月(令和六年四月か	年十二月まで	かの月に限る。)から令和	令和七年十二月までのいず	納する月(令和六年四月か	年十一月まで	かの月に限る。)から令和	和七年十	納する月(令和六年四月か	月まで	の月に限る。)から令和七	令和七年十月までのいずれ	納する月(令和六年四月か	月まで	の月に限る。) から令和七

月までの期間(前号に定める期間を除く。) 半額保険料を前納しようとする日の属する月から令和六年三

令和六年十一月	令和六年九月	令和六年八月	令和六年七月	令和六年六月	令和六年五月 前 令和六年四月 合 市 会
かの月に限る。) から令和六年九月までかの月に限る。) から令和六年九月までのいずれら令和六年二月から令和六年二月か	年八月までかの月に限る。) から令和六前納する月(令和六年三月か)前納する月(令和六年三月か)	令和六年七月ま六月まで六月までの月に限る。)	和六年六月までのいず 月まで 月まで りから令和 りから令和	の令和六年五月までのハずれ 前納する月 (令和六年三月か 中四月まで かの月に限る。)から令和六	の前月をいう。以下この早れ同表の下欄に掲げる期間 ・和六年三月期間 ・和六年三月

令和七年七月	令和七年五月	令和七年四月	令和七年三月	令和七年二月	令和七年一月	令和六年十二月
前納する月(令和六年四月から令和七年五月までのいずれらり、 がの月に限る。)から令和七年五月までのいずれ	年四月までおいら令和七ちの月に限る。)から令和七年四月までのいずれが納する月(令和六年四月か	る。) から令和 三月までのいず	月まで別に限る。)から令和和七年二月までのいずする月(令和六年三月	年一月までかの月に限る。)から令和七年一月までのいずれら令和六年三月か	年十二月までかの月に限る。)から令や和六年十二月までのい納する月(令和六年三月	六年十一月まで 前納する月(令和六年三月か がの月に限る。)から令和 がの月に限る。)から令和

前納する月(令和六年四月か	令和八年三月
年一月まで かの月に限る。) から令和八 ら令和八年一月までのいずれ	令 利 八 年 二 月
年十二月まで	1
れかの月に限る。)から令和ら令和七年十二月までのいず	
前納する月(令和六年四月か	令和八年一月
七年十一月までいから令和	
令和七年十一月までのい	
前納する月(令和六年四月か	令和七年十二月
年十月まで から合和七	
令和七年十月までのいず	
前納する月(令和六年四月か	令和七年十一月
九月まで	
月に限る。)から令和	
年九月までのいず	
前納する月(令和六年四月か	令和七年十月
で	
に限る。)から令和	
令和七年八月までのいず	
前納する月(令和六年四月か	令和七年九月
年七月まで	
かの月に限る。)から令和七	
ら令和七年七月までのいずれ	
前納する月(令和六年四月か	令和七年八月
年六月まで	
かの月に限る。)から令和七	

昭和二十九年十九年九十九年九	昭和二十九年八年七	昭和二十九 十九年 十九年 十九年 十九年 十九年 十九年 十九年 十九	和二十九年五和二十九年五和二十九年五	れ同表の下欄に至る被保に	は平成十六手攻に に定める期間内に に定める期間内に 一保険料を前納。
月 月 一 日 ま で ら 前 年 か ら 前 年 か ら 前 り ら 前 り ら う う う う う う う う う う う う う う う う う う	月 月 日 まで 年 か ら 前 年	月 月 日 日 まで ら 前 年 か ら	月二日から 向 月二日から 向	掲げる期間である当該被保	E ま は に 平成 六年 改正 法 かの かの ある かの かの かの かの かの の の の の の の の の の の の の の
の月に限る。) から令 の月に限る。) から令 や和六年七月までのい や和六年八月までのい	六月まで かする月(令和六年三 令和六年六月までのい の月に限る。)から令	月 和 す 月 利 に 六 る ま に 六	ママー マーマー 大年三月	者の生年月日に応じ第二号の規定にかか	条第六頁第四号の規附則第十一条第六項において、第一号又において、第一号又一月まで
和 ず 月 和 ず 月 六 れ か 六 れ か	和ず月六れか	和 ず 月 和 す 六 れ か 六 れ	"月∥ │	、 ら そ ず 記	定 第 第 第 第 第 二 人 、 が ず れ り も り も り も り も り も り も り も り も り も り

年六月までの期間 四分の一保険料を前納しようとする日の属する月から令和五

-																												
九				ハ						口			イ	掲	当	_	八			нти	H771			erel	##J			HT71
保修料	D に	当す	年三月		で	るに	出に	該当	七年	産	月ま	間(げるいずれか又は	当する被保険者	号又	保険			昭和三十	昭和一			昭和二	昭和一			昭和三十
料昆及~	間 る る 日 期	当するに		産前産:	期間	るに至る	に係る	該当するに至る	年三月	産前産後免	月までの期間	以下	保険料	いず	被保	は第	料及			<u>+</u>	111+			三十	十三			+
びに付に	こ 属 が	至る	第二	後免		日 の	期間	に至	(第	後免	期間	「産	を前	れか	険者	一号	び 付			年四	年三			年三月	年一			年二月
付加保	定する月 多月す	とき又は	号に	除期		属する月	が終	ると	一号	除期		前産	納す	又は	第	号又は第二号に定め	加保			年四月一	月一			月一	月一			月一
険る料理	定める期間 する月の前 終了するに	又は	定める	間が始め		る月の	了する	き又い	一号に定め	間が始		後免除	する月か	全ての	一号品	める	加保険料を前			日まで	日か			日ま	日か			日まで
保険料及び付加保険料を前納しようとする場合において、の其間(『ほ気ゃる其間を防ぐ』)	る期間を余く。一月の前月又は当該するに至るときは	法第八	(第二号に定める期間内に法第九条第三号の	終了す		の前日	に	とき又は法第八十九条第二項	める曲	終了す			から、	全ての期間	一号及び第二号の規定にか	る期間内	ど前納				S			で	6			
が P し < よ	月又は当該盟至るときは、		明内に	⁹ る月		前月又は当該	至るときは	九八十	る期間内	する月		旦と	法第	HJ	第二一号	内に法	Mil し 上	年二月まで	かの	ら令和八年二月ま	前納	年一	かの	ら令	前納、	七年十	れか	ら令和
ろうと	一該 は、 期	十九条第二項	法第	の翌		当該	きは	-九条		の 翌		いう。	八十		の規	に法第八	しようとする	月まる	月に限る。	和八欠	するロ	月まで	月に限	和八欠	するロ	+11	の月に	和七年
する	期間が同号	二項	九条	月以		期間	`	第二	第九	月以)	· 八 条		定に	十八	する	C	限る。	牛二日	月 (会	C	限る。	年一日	月(令	二月まで	に限る	年十一
場 合	終了す	の規定	第三	降の		が終了	同号の	項の	に法第九条第三号	降の		が開始	の二に		か	条の	合		かか	万まで	令和六		かか	月まで	下和六		ನ°)	十二月ま
にお	るに	に	号のに	月か		了する	規定	の規定に	三号	月か		始する	に規定		わらず	<u>ー</u> の	にお		ら令和	のい	年四		ら令和	のい	年四		から	よでの
いて、	月) ま す	よる申	規定に	ら令和		する月)	に該当	による	の規定	ら、 4		する月の	正する		す、次	規定に	いて、		和八	ずれ	月か		和八	ずれ	月か		ら令和	いず
第	でる	出	該	和八		ま	該当す	申	たに	令 和		前	切期		伏に	該	第											
九																左	八											
保除				新設						(新設)			(新設)			年三月ま	四分											
保険料及び										<u></u>						カまで	カ の 一											
																の期間	保											
加 保																	な											
険料																前号	前納											
を 前																に定り	しようとする											
納 し っ																める盟	りとよ											
ようし																期間な	するロ											
とする																(前号に定める期間を除く。	日の届											
る場合																`°)	断する											
Iに お																!	月か											
付加保険料を前納しようとする場合において、第																	の属する月から令和六											
第																	和六											

料及び付加保険料を前	十一 前納する月から令和七年三月までの期間の全ての四分の三
の期間(ロこ定める期間を除く。) に至る日の属する月の前月又は当該期間が終了する月)までに係る期間が終了するに至るときは、同号の規定に該当する	
別が終了して至りには、至るとき又は法第八十九条第	
る期間内に法第九条第三号	
ハ 産前産後免除期間が終了する月の翌月以降の月から令和七	(削る)
万期間	
間が終了するに至るときは、同号の規定に該当	
当するに至るとき又は法第八十九条第二項の規定による申出	
年三月(第一号に定める期間内に法第九条第三号の規定に該	
ロ 産前産後免除期間が終了する月の翌月以降の月から令和六	(削る)
)が開始する月の前月までの期間	
条の二に規定する期間(以下「産前産後免除期間」という。	
イ 保険料を前納しようとする日の属する月から、法第八十八	(削る)
か又は全ての期間	六月まで
当するときは、第一号及び第二号の規定にかかわらず、次に掲	から令和六年六月までのいずれかの月に限る。)から令和六年
一号及び第二号に定める期間内に法第八十八条の二の規定に該	険料を前納しようとする被保険者 前納する月(令和六年三月
十 保険料及び付加保険料を前納しようとする場合において、第	十 前納する月から令和六年六月までの期間の全ての四分の三保
前月までの期間	
日の属する月から、当該規定に該当するに至る日の属する月の	
号及び第二号の規定にかかわらず、保険料を前納しようとする	
に法第八十八条の二の規定に該当するときを除く。)は、第一	
三号若しくは第四号の規定に該当するに至るとき(当該期間内	
以下「平成十六年改正法」という。)附則第二十三条第六項第	
民年金法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第百四号。	
」という。)附則第十一条第六項第三号若しくは第四号又は国	が終了する月までの期間
正する法律(平成六年法律第九十五号。以下「平成六年改正法	から、
第五条第五項第一号若しくは第四号、国民年金法等の一部を改	よる申出に係る期間が終了するに至る被保険者 第一号及び第
一号及び第二号に定める期間内に法第九条第三号若しくは附則	一号及び第二号に定める期間内に法第八十九条第二項の規定に

年三月まで 年三月までのいずれかの月に限る。) から令和七月から令和七年三月までのいずれかの月に限る。) から令和七保険料を前納しようとする被保険者 前納する月(令和六年七

(削る)

(削る)

+ 兀 年六月まで 月から令和六年六月までの 保険料を前納しようとする被保険者 前 納する月 から令和六年六月ま れ カコ 0) での期間の 前納する月 月 に限る。 全ての (令和六年三 から令和六 厄 一分の

(削る)

(削る)

属する月から、当該期間が終了する月までの期間び第二号の規定にかかわらず、保険料を前納しようとする日の第八十八条の二の規定に該当するときを除く。)は、第一号及による申出に係る期間が終了するに至るとき(当該期間内に法第一号及び第二号に定める期間内に法第八十九条第二項の規定

期間内に法第八十八条の二の規定に該当するときは、 ようとする場合において、第三号、第五号又は第七号に定める 保険料又は四分の一 内に法第九条第三号の規定に該当するに至るとき(当該期間内 ようとする場合において、 の規定にかかわらず、 号から第八号までの規定にかかわらず、 に法第八十八条の二の規定に該当するときを除く。 月の前月までの期間ようとする日の属する月から、 四分の三保険料、 当該規定に該当するに至る日の属する月の前月までの期間、料又は四分の一保険料を前納しようとする日の属する月か 四分の三保険料、 四分の三保険料 次に掲げるいずれかの期間 半額保険料又は四分の一保険料を前納し 半額保険料又は四分の一保険料を前納し 半額保険料又は四分の 第三号から第八号までに定める期間 産前産後免除期間が開始する 四分の三保険料、 一保険料を前納し) は、 当該各号 半額 第三

するに至る日の属する月の前月)までの期間条第三号の規定に該当するに至るときは、同号の規定に該当年六月(第三号、第五号又は第七号に定める期間内に法第九年 産前産後免除期間が終了する月の翌月以降の月から令和五

ようとする日の属する月から、産前産後免除期間が開始するイ 四分の三保険料、半額保険料又は四分の一保険料を前納しの規定にかかわらず、次に掲げるいずれか又は全ての期間の規定に法第八十八条の二の規定に該当するときは、当該各号期間内に法第八十八条の二の規定に該当するときは、当該各号期間の分の三保険料、半額保険料又は四分の一保険料を前納し

一 産前産後免除期間が終了する月の翌月以降の月から令和六月の前月までの期間

十 五 月から令和七年三月までのいずれかの月に限る。保険料を前納しようとする被保険者 前納する日 前納する月から令和七 ノまで 年三月ま 前納する月 0) 期間 0 全ての (令和六年七 から令和七 四分の

よう と 四 掲 第 期 間 る 号 内 間内に に掲げ る其間

昭和三十九年八月一日まで昭和三十九年七月二日から

昭昭

和

三十九年八月一

年六月までかの月に限る。

から令和六

令和六年七月

ら令和六年六月までのいずれ

前納する月

(令和六年三月か

和三十九年九月

日まで 一日から 昭和三十九年七月一昭和三十九年六月二

日まで

ら令和六年五月までのいずれ

年五月までかの月に限る。

から令和六

一日から

前納する月

(令和六

年三月か

年四月までかの月に限る。

から令和六

昭和三十九年六月一日まで昭和三十九年五月二日から

ら令和六年四月までの前納する月(令和六年

のいずれれ

昭和三十九年四月二日から

令和六年三月

期

間

被保険者の生年月日

昭和三十九年五月

日まで

十 五. 条第三号の規定に該当するに至るときは、同号の規定に該当年三月(第四号、第六号又は第八号に定める期間内に法第九 するに至る日の属する月の前月) 各月に係る保険料及び付加保険料を前納しようとする日 までの期間

方法 属する令和 (以 下 六年三月までの各月 口座振替」という。 (法第九十二条の二に規定する により納付する場合に限る

新設

十 めよ七 るう	和阳	到 和昭	和昭	ら昭	まら昭	で 昭 昭	昭 昭
る 期 間 内 る	四 年 十	四和十四	四 十 四 年 十	ら昭和三十	で 昭 和	和 三 十 十	和 和 三 十 十
に場三法合保	四 月 三 一 月	三年	二年 月一 一月	四 十 九 年 年 十	三 十 九 年 十	九 年 年 十	九 九 年 年 十 九
+ い、	日までか	ゴーま日	日まで	一月二月 月二月二	十二月月二	一 月 二 一 日	月月一二
八条の 第年 第二十 第二十	· <u>· ·</u> · · · · · · · · · · · · · · · ·) S	· ら 昭	日までか	一日	日 ま ら	日まで
	年かの令和する	り の 令 納	十の和す	十の和す	月月和す	年 かの 月 に 対 の の の の の の の の の の の の の	年八月ま いの月に 六
の規定に該当するときは号、第十二号又は第十四料又は四分の一保険料を	で限年月	まに日もので、日本の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一	二月六る月に明十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二	月に年月ま限十(で限年月る十つ	で限年月	で限年月
するは常	。) 1	かで六	(令和) (令和)	でる。)まれた	。) が が が た	九 月 ま で か か	(
と 第一段 き 十四 に り り り り り り り り り り り り り り り り り り	か ら 令 い も ず り ず り ず り ず り だ り り り り り り り り り り り	ら ら の 年 い 七	か ら 令 い 月	か の の り 月	ら 令 い 打 月	ら 令 い 七 和 ず 月	ら 令 い ず 月
は 四 を 前 当 定 し	七九九		和ずか	和ずか		六れか	対れか

(新設)

第二条 2 削 十九 (定額保険料の イ 四分の三保険料、半額保 該各号の規定にかかわらず、 る) 方法 別表第四 口 定める期間内に法第八十八条の二の規定に該当するときは、 ようとする場合において、 口 第九条 号の する令和七年三月までの各月 る月から、 法 年三月 る月から、 該 産前産後免除期間が終了する月の翌月以降の月から令和七)月から、産前産後免除期間が開始する月の前月までの期間四分の三保険料、半額保険料又は四分の一保険料を前納す 該当するに至る日の !第九条第三号の規定に該当するに至るときは、 とする場合において、第十一号、第十三号又は第十五号に四分の三保険料、半額保険料又は四分の一保険料を前納し 当するに至る日の属する月の前月)までの期間(九条第三号の規定に該当するに至るときは、同号の規定に 四分の三保険料、 各月に係る保険料及び付加保険料を前納しようとする日の (以 下 産 (略) 前産 規定にかか に定める額とする。 (第十 (第十号、 足後免除 「口座振替」という。 産前産後免除期間が開始する月 前 納 一 号、 額 期間が終了する月 わ らず、 第十二号又は第十四号に定める期間内に法 半額保険料又は四分の一 第十三号又は第十五号に定める期間内に 属する月の前月) 次に掲げるいずれ 次に掲げるいずれか又は全ての (法 により納付する場合に限る 第九十二条の二に規定する の翌月以 るときは、同号の9 保険料を前納す 降の月から令和六 0) か 規定 期 当 2 第二条 3 る場合に納付する場合に納付する場合に対しています。 (新設) (定額保険料 (新設) を前 被保険者 納する場合に納付す (略) が ですべき額が、前条第 . の 前 前 条第 き額は、別表第四に定める額とする。条第一号に掲げる期間の全ての保険料 納 額 号及び き額 第 は 一号に掲げる期 別表第五 に定 間 8 0 る額とする 全て を 0) 前 保険 納 す

での全ての期間の四分の三保険料を前納する場合(次項に規定する場合に納 第三条 被保険者が、第一条第三号又は第四号に掲げる期間の全ての四別表第十七に定める額とする。 での全ての期間の四分の三保険料を前納する場合に納付すべき額は、別表第十八又は 別表第十九に定める額とする。 での全ての期間の四分の三保険料を前納する場合に納付すべき額は、別表第十八又は での全ての期間の四分の三保険料を前納する場合に納 での全ての期間の四分の三保険料を前納する場合に納 での全ての期間の四分の三保険料を前納する場合(次項に規定する。 での全ての期間の四分の三保険料を前納する場合(次項に規定する。 での全ての期間の四分の三保険料を前納する場合(次項に規定する。 での全ての期間の四分の三保険料を前納する場合(次項に規定する。 での全ての期間の四分の三保険料を前納する場合(次項に規定する。 での全ての期間の四分の三保険料を前納する場合(次項に規定する。 での全ての期間の四分の三保険料を前納する場合(次項に規定する。 での全ての期間の四分の三保険料を前納する場合(次項に規定する。 での全ての期間の四分の三保険料を前納する場合(次項に規定する。 での全ての期間の四分の三保険料を前納する場合(次項に規定するに対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、	(四分の三保険料の前納額) (四分の三保険料の前納額) (四分の三保険料の前納額)
合を除く。)に納付すべき額は、別事合を除く。)に納付すべき額は、別事合を除く。)に納 第四項に規定する場合を除く。)に納 係る期間が終了する被保険者が、当該 係る期間が終了する被保険者が、当該 に定める額とする。	(削る)
の全ての期間の保険料を前納する場合(第七条第三項に規定するての期間又は産前産後免除期間が終了した月の翌月以降の月から至る被保険者が、産前産後免除期間が開始する月の前月までの全までに定める額とする。 までに定める額とする。 に納付すべき額は、別表第六から別表第十保険料を前納する場合(次項並びに第七条第二項及び第三項に規	(削る)
該規定に該当するに至る日の属する月の前月までの全ての期間の項第三号若しくは第四号の規定に該当するに至る被保険者が、当第三号若しくは第四号又は平成十六年改正法附則第二十三条第六五項第一号若しくは第四号、平成六年改正法附則第十一条第六項十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二	(削る)

げる期間の全ての四分の一保険料を前納する場合に納付すべき額 分 被保険者が、第一条第十四号から第十八号までのいずれかに掲 2付すべき額は、別表第九に定める額とする。 付 へ	る 4 表ので至。に合でる	(削る) スターのでは、別表第七に定める額とする。 スターのでは、別表のでは、別えのでは、別えのでは、別表のでは、別えのでは、別えのでは、別表のでは、別表のでは、別えのでは、別えのでは、別表のでは、別えのでは、別えのでは、別表のでは、別えので	Ma) 4 - る 1 1 5 1 5 1 5 1 5 1 5 1 5 1 5 1 5 1 5 1 5 1 5 1 5 1 5 1 5 1 5 1 5 1 5 1 5 1 5
7の一保険料を前納する場合に納付すべき額は、別表第四十又は被保険者が、第一条第七号又は第八号に掲げる期間の全ての四7すべき額は、別表第三十九に定める額とする。1年、被保険者が、六月間の四分の一保険料を前納する場合に納(四分の一保険料の前納額)	第三十三から別表第三十八までに定める額とする。第三十三から別表第三十八までに定める額とする。今和六年三月までの間に法第八十八条の二の規定に該当するる被保険者が、産前産後免除期間が開始する月の前月までのの対間又は産前産後免除期間が終了した月の翌月以降の月かの期間又は産前産後免除期間が終了した月の翌月以降の月かの期間又は産前産後免除期間が終了した月の盟定に該当する定める額とする。	安保食育が、各族見匠と変質にあることも日の属ける目の前皮保険料を前納する場合に納付すべき額は、別表第二十九又保険料を前納する場合に納付すべき額は、別表第二十九又保険料を前納する場合に納付すべき額は、別表第二十九又保険料を前納する場合に納付すべき額は、別表第二十九又は第六号に掲げる期間の全ては保険料を前納する場合に納入る額とする。	別表第二十二から別表第二十七までに定める額とする。 「全ての期間の四分の三保険料を前納する場合に納付すべき額はの期間又は産前産後免除期間が開始する月の前月までの全立る被保険者が、産前産後免除期間が開始する月の前月までの全に定める額とする。

1	(削る) (削る) (削る) (削る) (削る) (削る)
期間の四分の一保険料を前納する場合(次項が、当該規定に該当するに至る日の属する月三月までの間に法第九条第三号の規定に該当	(削る)
別表第四十一に定める額とする。	る。は、当該期間の始期及び終期に応じて、別表第十に定める額とす

ての期間の保険料を口座振替により前納する場合(前項に係る期間が終了する被保険者が、当該期間が終了する月ま令和七年二月までの間に法第八十九条第二項の規定による額は、別表第七十二から別表第七十四までに定める額とす	(削る)
の全ての期間の呆倹斗を口室辰替こより前枘する場合と枘寸すべての期間又は産前産後免除期間が終了した月の翌月以降の月から至る被保険者が、産前産後免除期間が開始する月の前月までの全国、今和六年三月までの間に法第八十八条の二の規定に該当するに一定める額とする。	(削る)
世界 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	(口座振替による定額保険料の前納額) (口座振替による定額保険料の前納額) (口座振替による定額とする。 一十七までに定める額とする。 一号のいずれかに掲げる期間の全ての保険料を口 する場合に納付すべき額は、別表 引表第十八に定める額とする。
至る被保険者が、産前産後免除期間が開始する月の前月までの全での期間の付加保険料を前納する場合(第八条第三項及び第四項に規定する被保険者が、当該期間が終了する月までのに係る期間が終了する額とする。 第六十三に定める額とする。 「一年による申出に係る期間が終了する関とする。」に係る期間が終了する被保険者が、当該期間が終了する月までの間に法第八十九条第二項の規定による申出に係る期間が終了した月の翌月以降の月からの全での期間の付加保険料を前納する場合(第八条第三項に規定を表験期間が開始する月の前月までの全	(削る)

5 に る 納被額	に納付すべき額は、別表第二十四に定める額とする。 3 被保険者が、各月の付加保険料を口座振替により前納する場合
5項とする。規定する場合を除く。)に納付すべき額は、別表第八十六に定め 規定する場合を除く。)に納付すべき額は、別表第八十六に定め 全ての期間の付加保険料を口座振替により前納する場合(前項に に係る期間が終了する被保険者が、当該期間が終了する月までの	
会和七年二月までの間に法第八十九条第二項の規定による申	(削る)
き額は、別表第八十三から別表第八十五までに定める額とての期間の付加保険料を口座振替により前納する場合に納す。「カーストラーストラーストラーストラーストラーストラーストラーストラーストラーストラ	
ての期間又は崔前崔爰充余期間が終了した目の翌月以降の月から至る被保険者が、産前産後免除期間が開始する月の前月までの全	
3 令和六年三月までの間に法第八十八条の二の規定に該当するに一定とる額とする。	(削る)
く。)に納	
保険料を口座振替により前納する場合(次項に規定する場合)	終期に応じて、別表第二十三に定める額とする。
規定に該当するに至る日の属する月の前月までの全ての期間の付第一号若しくは第四号の規定に該当するに至る被保険者が、当該	前納する場合に納付すべき額は、当該各号に掲げる期間の始期及一一号のいずれかに掲げる期間の全ての付加保険料を口座振替により
七年三月までの間に法第九条第三号又は附則第五条第五十十十萬では気をそれとする。	被保険者が、第一条第一
「別長휭七十九までこ官かる領上する。」「一座振替により前納する場合に納付すべき額は、別表第七十七から「第7条「被保険者か」二年間、一年間又は六月間の付加保険米を口	
、 というだい ここ引い こうしょ マー引いけつせき せい(口座振替による付加保険料の前納額)	、 というだい ここ引い こうしょ マー引いけついう トン(口座振替による付加保険料の前納額)
付すべき額は、別表第七十六に定める額とする。 5 被保険者が、各月の保険料を口座振替により前納する場合に納	付すべき額は、別表第十九に定める額とする。 3 被保険者が、各月の保険料を口座振替により前納する場合に納
とする。 とする。 とする場合を除く。)に納付すべき額は、別表第七十五に定める額	



別表第一(第二条第一項関係) [2年間の保険料を前納する場合]

前納する月	令和6年4月
前 納 額	398,590円

別表第二(第二条第一項関係) [1年間の保険料を前納する場合]

前納する月	令和6年4月
前 納 額	200,140円

別表第三(第二条第一項関係) [6月間の保険料を前納する場合]

前納する月	令和6年4月から令和6年10月までの月
前 納 額	101,050円

表第四(第二	二条第二項	関係)〔第-	米弗一万	かり角儿	号までのい	9 4 0/13/4-1		6 年	* 灰村で削	別的もの物	шJ							会 和	7 年						4	1 和 8 年	年
	期間の終	期	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
		3月	円 16,520	円 33,440		円 67,130	円 83,890	円 100,590	円 117,240	円 133,840	円 150,380	円 166,870	円 183,300	円 199,680	円 216,010	円 一	円 一	円 一	円	円 一	円 一	円 —	円	円 一	円 一	円 —	円 —
		4月		16,980		50,770	67,590	84,350			134,300					216,980	233,760	250,490	267,160	283,780	300,340	316,850	333,310	349,710	366,060	382,350	398,590
		5月	_	_	16,980	33,900	50,770	67,590	84,350	101,050	117,700	134,300	150,840	167,330	183,760	200,650	217,490	234,270	251,000	267,670	284,290	300,850	317,360	333,820	350,220	366,570	382,860
		6月	_		_	16,980	33,900	50,770	67,590	84,350	101,050	117,700	134,300	150,840	167,330	184,280	201,170	218,000	234,790	251,510	268,180	284,800	301,370	317,880	334,330	350,730	367,080
	令和	7月	_	_	_	_	16,980	33,900	50,770	67,590	84,350	101,050	117,700	134,300	150,840	167,840	184,790	201,680	218,520	235,300	252,030	268,700	285,320	301,880	318,390	334,850	351,250
	6	8月			_			16,980	33,900	50,770	67,590	84,350	101,050	117,700	134,300	151,360	168,360	185,310	202,200	219,030	235,820	252,540	269,220	285,830	302,400	318,910	335,360
	年	9月							16,980	33,900	50,770	67,590	84,350				151,870			202,720		236,330				302,910	
		10月	_							16,980	33,900	50,770	67,590		101,050	118,220			169,400				236,850		270,250		
		11月								10,300	16,980	33,900	50,770		84,350		118,740						220,590				
											10,500																
		12月										16,980	33,900		67,590		102,100						204,280				
		1月						_				_	16,980		50,770	68,110				136,910		170,970				238,420	
期間		2月												16,980	33,900	51,300	68,640	85,920	103,150	120,320		154,490				222,170	238,950
の 始 期		3月	_		_			_	_			_		_	16,980	34,430	51,830	69,170	86,450	103,680	120,850	137,960	155,020	172,020	188,970	205,860	222,700
		4月			_			_			_	_	_	_		17,510	34,960	52,360	69,700	86,980	104,210	121,380	138,490	155,550	172,550	189,500	206,390
	令	5月	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	17,510	34,960	52,360	69,700	86,980	104,210	121,380	138,490	155,550	172,550	189,500
	和	6月	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	17,510	34,960	52,360	69,700	86,980	104,210	121,380	138,490	155,550	172,550
	7 年	7月	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	17,510	34,960	52,360	69,700	86,980	104,210	121,380	138,490	155,550
		8月	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	17,510	34,960	52,360	69,700	86,980	104,210	121,380	138,490
		9月	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_		_	_	_	_	_	17,510	34,960	52,360	69,700	86,980	104,210	121,380
		10月	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	17,510	34,960	52,360	69,700	86,980	104,210
		11月	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_		_	_	_	_	_	_	_	17,510	34,960	52,360	69,700	86,980
		12月	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	17,510	34,960	52,360	69,700
	令	1月	_	_	_	_	_	_		_	_	_	_	_	_	_	_	_		_	_	_	_	_	17,510	34,960	52,360
	和 8	2月																	_							17,510	34,960
	年	3月	_	_								_													_		17,510

別表第五(第三条第一項関係) [6月間の四分の三保険料を前納する場合]

前納する月	令和6年7月から令和6年10月までの月
前 納 額	75,820円

別表第六(第三条第二項関係) [第一条第十号、第十一号及び第十六号から第十八号までのいずれかに掲げる期間の全ての四分の三保険料を前納する場合]

			令 和 6 年							
-	期間の終其	朔	3 月	4 月	5 月	6 月				
	令	3月	円 12,390	円 25,090	円 37,750	円 50,360				
期間の	和	4月	_	12,740	25,440	38,100				
始期	6 年	5月	_	_	12,740	25,440				
	+	6月	_	_	_	12,740				

	期間の終其	朝			令 和	6 年					
			7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3月
		7月	円 12,740	円 25,440	円 38,100		円 63,290	円 75,820	円 88,310		円 113,170
	令	8月	_	12,740	25,440	38,100	50,710	63,290	75,820	88,310	100,760
	和	9月	_	_	12,740	25,440	38,100	50,710	63,290	75,820	88,310
期	6 年	10月	_		_	12,740	25,440	38,100	50,710	63,290	75,820
間の始期		11月	_				12,740	25,440	38,100	50,710	63,290
期		12月	_					12,740	25,440	38,100	50,710
	令	1月	_					ı	12,740	25,440	38,100
	和 7	2月	_	_	_	_	_	_	_	12,740	25,440
	年	3月	_		_	_	_	_	_		12,740

別表第七(第四条第一項関係) [6月間の半額保険料を前納する場合]

前納する月	令和6年7月から令和6年10月までの月
前 納 額	50,530円

別表第八(第四条第二項関係) 〔第一条第十二号、第十三号及び第十六号から第十八号までのいずれかに掲げる期間の全ての半額保険料を前納する場合〕

-	朝間の終其	Я	令 和 6 年						
7	別同りノボミ共	n	3 月	4 月	5 月	6 月			
		3月	円	円	円	円			
	令		8,260	16,720	25,160	33,560			
期間の	和	4月		8,490	16,950	25,390			
始期	6 年	5月			8,490	16,950			
	+	6月				8,490			

	期間の終其	łя			令 和	6 年				令和7年					
	判目のポジ	9 1	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3月				
		7月	円 8,490	円 16,950	円 25,390	円 33,790	円 42,170	円 50,530	円 58,850	円 67,150	円 75,420				
	令	8月	_	8,490	16,950	25,390	33,790	42,170	50,530	58,850	67,150				
	和	9月	_	_	8,490	16,950	25,390	33,790	42,170	50,530	58,850				
期間	6 年	10月	_	_		8,490	16,950	25,390	33,790	42,170	50,530				
間の始期	+	11月	_	_			8,490	16,950	25,390	33,790	42,170				
期		12月						8,490	16,950	25,390	33,790				
	令	1月							8,490	16,950	25,390				
	和 7	2月	_	_		_	_	_	_	8,490	16,950				
	年	3月					_		_		8,490				

別表第九(第五条第一項関係) [6月間の四分の一保険料を前納する場合]

前納する月	令和6年7月から令和6年10月までの月
前 納 額	25,290円

別表第十(第五条第二項関係) [第一条第十四号から第十八号までのいずれかに掲げる期間の全ての四分の一保険料を前納する場合]

				令 和	6 年	
,	期間の終其	A	3 月	4 月	5 月	6 月
		3月	円	円	円	円
	令		4,130	8,370	12,590	16,800
期間の	和	4月		4,250	8,490	12,710
始期	6 年	5月		ı	4,250	8,490
	+	6月		_	_	4,250

	期間の終	期			令 和	6 年				令和7年	
			7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3月
		7月	円 4,250	円 8,490	円 12,710	円 16,920	円 21,110	円 25,290	円 29,460	円 33,610	円 37,750
	令	8月	4,200	4,250							33,610
	和	9月	_		4,250	8,490	12,710	16,920	21,110	25,290	29,460
期間	6 年	10月	_	_	_	4,250	8,490	12,710	16,920	21,110	25,290
間の始期		11月	_		_	_	4,250	8,490	12,710	16,920	21,110
期		12月	_		_	_	_	4,250	8,490	12,710	16,920
	令	1月	_		_	_	_	_	4,250	8,490	12,710
	和 7	2月				_				4,250	8,490
	年	3月	_	_	_	_	_	_	_	_	4,250

別表第十一(第六条第一項関係) [2年間の付加保険料を前納する場合]

前納する月	令和6年4月
前 納 額	9,250円

別表第十二(第六条第一項関係) [1年間の付加保険料を前納する場合]

前納する月	令和6年4月
前 納 額	4,710円

別表第十三(第六条第一項関係) [6月間の付加保険料を前納する場合]

前納する月	令和6年4月から令和6年10月までの月
前 納 額	2,380円

別表第十四(第六条第二項関係) 〔第一条第一号から第五号まで、第八号及び第九号のいずれかに掲げる期間の全ての付加保険料を前納する場合〕

]表第十四(第六条第二項関係		_4月)(水)	「弗一朵」	お一方から	第五方ま	号まで、第八号及び第九号のいずれかに掲げる期間の全ての付加保険料を前納する場合〕 令 和 6 年 令 和 7 年													令和8年								
期間の終期		Я	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
		3月	円 400	円 800	円 1,200	円 1,590	円 1,990	円 2,380	円 2,770	円 3,160	円 3,550	円 3,940	円 4,330	円 4,710	円 5,100	円 円	円 円		円 一	H H	H I	H H	田	円	円	円 —	円
		4月	_	400	800	1,200	1,590	1,990	2,380	2,770	3,160	3,550	3,940	4,330	4,710	5,100	5,480	5,860	6,250	6,630	7,000	7,380	7,760	8,130	8,500	8,880	9,250
		5月	_	_	400	800	1,200	1,590	1,990	2,380	2,770	3,160	3,550	3,940	4,330	4,710	5,100	5,480	5,860	6,250	6,630	7,000	7,380	7,760	8,130	8,500	8,880
		6月	_	_	_	400	800	1,200	1,590	1,990	2,380	2,770	3,160	3,550	3,940	4,330	4,710	5,100	5,480	5,860	6,250	6,630	7,000	7,380	7,760	8,130	8,500
	令和	7月	_	_	_	_	400	800	1,200	1,590	1,990	2,380	2,770	3,160	3,550	3,940	4,330	4,710	5,100	5,480	5,860	6,250	6,630	7,000	7,380	7,760	8,130
	6	8月	_	_	_	_	_	400	800	1,200	1,590	1,990	2,380	2,770	3,160	3,550	3,940	4,330	4,710	5,100	5,480	5,860	6,250	6,630	7,000	7,380	7,760
	年	9月	_	_	_	_	_	_	400	800	1,200	1,590	1,990	2,380	2,770	3,160	3,550	3,940	4,330	4,710	5,100	5,480	5,860	6,250	6,630	7,000	7,380
		10月	_	_	_	_	_	_	_	400	800	1,200	1,590	1,990	2,380	2,770	3,160	3,550	3,940	4,330	4,710	5,100	5,480	5,860	6,250	6,630	7,000
		11月	_	_	_	_	_	_	_	_	400	800	1,200	1,590	1,990	2,380	2,770	3,160	3,550	3,940	4,330	4,710	5,100	5,480	5,860	6,250	6,630
		12月	_	_	_	_	_	_	_	_	_	400	800	1,200	1,590	1,990	2,380	2,770	3,160	3,550	3,940	4,330	4,710	5,100	5,480	5,860	6,250
		1月	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	400	800	1,200	1,590	1,990	2,380	2,770	3,160	3,550	3,940	4,330	4,710	5,100	5,480	5,860
440		2月	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	400	800	1,200	1,590	1,990	2,380	2,770	3,160	3,550	3,940	4,330	4,710	5,100	5,480
期間のい		3月	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	400	800	1,200	1,590	1,990	2,380	2,770	3,160	3,550	3,940	4,330	4,710	5,100
始期		4月	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	400	800	1,200	1,590	1,990	2,380	2,770	3,160	3,550	3,940	4,330	4,710
		5月	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	400	800	1,200	1,590	1,990	2,380	2,770	3,160	3,550	3,940	4,330
	令和	6月	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	400	800	1,200	1,590	1,990	2,380	2,770	3,160	3,550	3,940
	7	7月	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	400	800	1,200	1,590	1,990	2,380	2,770	3,160	3,550
	年	8月	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	400	800	1,200	1,590	1,990	2,380	2,770	3,160
		9月	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_		_	_	400	800	1,200	1,590	1,990	2,380	2,770
		10月	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	400	800	1,200	1,590	1,990	2,380
		11月	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	400	800	1,200	1,590	1,990
		12月	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	400	800	1,200	1,590
	令	1月	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	400	800	1,200
	和 8	2月	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	400	800
	年	3月	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	400

別表第十五(第七条第一項関係) [2年間の保険料を口座振替で前納する場合]

前納する月	令和6年4月
前 納 額	397,290円

別表第十六(第七条第一項関係) [1年間の保険料を口座振替で前納する場合]

前納する月	令和6年4月
前 納 額	199,490円

別表第十七(第七条第一項関係) [6月間の保険料を口座振替で前納する場合]

前納する月	令和6年4月及び令和6年10月
前 納 額	100,720円

別表第十八(第七条第二項関係) 〔第一条第一号から第七号まで、第八号イ及び第九号のいずれかに掲げる期間の全ての保険料を口座振替により前納する場合〕

表第十	八(第	七条第二	項関係)	[第一条第一号から第七号まで、第八号イ及び第九号のいずれかに掲げる期間の全ての保険料を口座振替により前納する場合]													_	令和8年										
期間の終期		Ą	3 月	4 月	5 月	6 月	7月		9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6月	7月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1月	2月	3月	
		1		3月	4 月	э A 円	6月	7月	8月	9 Я	10 A	11 月	12 月	1月	2月	3 A 円	4 月	5 月円	b 月 円	円円	8 月 円	9 A	10 月	11 月	12 A	1月	2 A	3 A
			3月	16,470		50,150	66,910	83,610	100,260	1.4	133,400		166,320	182,700	199,030	215,300	- 11	_	- 11	1.1	- 11	- 11	1.1	_	-	1.1	11	- 11
			4月	_	16,920	33,790	50,610	67,370	84,070	100,720			150,350	166,780	183,160		216,270	233,000	249,670	266,290	282,850	299,360	315,820	332,220	348,570	364,860	381,100	397,290
		l	5月		_	16,920	33,790	50,610	67,370	84,070	100,720	117,320	133,860	150,350	166,780	183,160	200,000	216,780	233,510	250,180	266,800	283,360	299,870	316,330	332,730	349,080	365,370	381,610
		l	6月		_		16,920	33,790	50,610	67,370	84,070	100,720	117,320	133,860	150,350	166,780	183,670	200,510	217,290	234,020	250,690	267,310	283,870	300,380	316,840	333,240	349,590	365,880
		令和	7月		_	_		16,920	33,790	50,610	67,370	84,070	100,720	117,320	133,860	150,350	167,300	184,190	201,020	217,810	234,530	251,200	267,820	284,390	300,900	317,350	333,750	350,100
		6	8月						16,920	33,790	50,610	67,370	84,070		117,320			167,810		201,540	218,320		251,720		284,900	301,410		334,270
		年	9月							16,920	33,790	50,610	67,370	84,070				151,380				218,840			268,850	285,420		318,380
		ŀ	10月							10,520	16,920	33,790	50,610	67,370	84,070		117,840	134,890	151,900				219,350		252,750	269,370		302,440
											10,920																	
		ŀ	11月									16,920	33,790	50,610	67,370	84,070	101,240	118,360	135,410		169,360			219,870	236,600	253,270		286,450
	-		12月										16,920	33,790	50,610	67,370	84,590	101,760		135,940	152,940		186,780		220,400	237,120		270,410
			1月		_		_	_		_	_		_	16,920	33,790	50,610	67,890	85,120	102,290	119,400	136,460	153,460				220,920	237,650	254,320
F	期		2月	_	_	_	_	_	_	_	_		_	_	16,920	33,790	51,130	68,420	85,640	102,810	119,930	136,980	153,990	170,930	187,820	204,660	221,440	238,170
女	り 台 朝		3月		_		_	_	_	_	_		_	_		16,920	34,320	51,660	68,940	86,170	103,340	120,450	137,510	154,510	171,460	188,350	205,190	221,970
			4月	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	17,450	34,850	52,190	69,470	86,700	103,870	120,980	138,040	155,040	171,990	188,880	205,720
		令	5月	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	17,450	34,850	52,190	69,470	86,700	103,870	120,980	138,040	155,040	171,990	188,880
		和	6月	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	17,450	34,850	52,190	69,470	86,700	103,870	120,980	138,040	155,040	171,990
		7 年	7月	_	_	_	_	_	_	_	_		_	_	_	_	_	_	_	17,450	34,850	52,190	69,470	86,700	103,870	120,980	138,040	155,040
			8月	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	17,450	34,850	52,190	69,470	86,700	103,870	120,980	138,040
			9月	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	17,450	34,850	52,190	69,470	86,700	103,870	120,980
			10月	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	17,450	34,850	52,190	69,470	86,700	103,870
			11月	_	_	_	_	_	_	_	_		_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	17,450	34,850	52,190	69,470	86,700
			12月	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	17,450	34,850	52,190	69,470
		令和	1月	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	17,450	34,850	52,190
		和 8	2月	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	17,450	34,850
		年	3月	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	17,450

別表第十九(第七条第三項関係) [各月の保険料を口座振替で前納する場合]

前納する月	令和6年4月から令和7年3月までの各月
前 納 額	16,920円

別表第二十(第八条第一項関係) [2年間の付加保険料を口座振替で前納する場合]

前納する月	令和6年4月
前 納 額	9,220円

別表第二十一(第八条第一項関係) [1年間の付加保険料を口座振替で前納する場合]

前納する月	令和6年4月
前 納 額	4,700円

別表第二十二(第八条第一項関係) [6月間の付加保険料を口座振替で前納する場合]

前納する月	令和6年4月及び令和6年10月
前 納 額	2,370円

別表第二十三(第八条第二項関係) [第一条第一号から第五号まで、第八号イ及び第九号のいずれかに掲げる期間の全ての付加保険料を口座振替により前納する場合]

表第二	+=(三(第八条第二項関係) [第一条第一号から第五号まで、第八号イ及び第九号のいずれかに掲げる期間の全ての付加保険料を口座振替により前納する場合]												令和8年														
	期	期間の終期		3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
			3月	円 400	円 800	円 1,190	円 1,590	円 1,980	円 2,370	円 2,760	円 3,150	円 3,540	円 3,930	円 4,310	円 4,700	円 5,080	田	円 —	円 —	円 一	田	円 —	H H	円 一	円 —	H H	円 —	円 —
			4月	_	400	800	1,190	1,590	1,980	2,370	2,760	3,150	3,540	3,930	4,310	4,700	5,080	5,460	5,850	6,230	6,600	6,980	7,360	7,730	8,100	8,480	8,850	9,220
			5月	_	_	400	800	1,190	1,590	1,980	2,370	2,760	3,150	3,540	3,930	4,310	4,700	5,080	5,460	5,850	6,230	6,600	6,980	7,360	7,730	8,100	8,480	8,850
			6月	_	_	_	400	800	1,190	1,590	1,980	2,370	2,760	3,150	3,540	3,930	4,310	4,700	5,080	5,460	5,850	6,230	6,600	6,980	7,360	7,730	8,100	8,480
		令 和	7月		_			400	800	1,190	1,590	1,980	2,370	2,760	3,150	3,540	3,930	4,310	4,700	5,080	5,460	5,850	6,230	6,600	6,980	7,360	7,730	8,100
		6	8月	_	_		_		400	800	1,190	1,590	1,980	2,370	2,760	3,150	3,540	3,930	4,310	4,700	5,080	5,460	5,850	6,230	6,600	6,980	7,360	7,730
		年	9月		_		_		_	400	800	1,190	1,590	1,980	2,370	2,760	3,150	3,540	3,930	4,310	4,700	5,080	5,460	5,850	6,230	6,600	6,980	7,360
			10月		_	_	_		_	_	400	800	1,190	1,590	1,980	2,370	2,760	3,150	3,540	3,930	4,310	4,700	5,080	5,460	5,850	6,230	6,600	6,980
			11月		_		_			_		400	800	1,190	1,590	1,980	2,370	2,760	3,150	3,540	3,930	4,310	4,700	5,080	5,460	5,850	6,230	6,600
			12月		_	_	_			_	_	_	400	800	1,190	1,590	1,980	2,370	2,760	3,150	3,540	3,930	4,310	4,700	5,080	5,460	5,850	6,230
	-		1月		_	_							_	400	800	1,190	1,590	1,980	2,370	2,760	3,150	3,540	3,930	4,310	4,700	5,080	5,460	5,850
			2月						_						400	800	1,190	1,590	1,980	2,370	2,760	3,150	3,540	3,930	4,310	4,700	5,080	5,460
期間の	罰		3月						_				_		_	400	800	1,190	1,590	1,980	2,370	2,760	3,150	3,540	3,930	4,310	4,700	5,080
	台 阴		4月										_			_	400	800	1,190	1,590	1,980	2,370	2,760	3,150	3,540	3,930	4,310	4,700
			5月														100	400	800	1,190	1,590	1,980	2,370	2,760	3,150	3,540	3,930	4,310
		令	6月															400	400	800	1,190	1,590	1,980	2,370	2,760	3,150	3,540	3,930
		和 7	7月																400							·		
		年																		400	800	1,190	1,590	1,980	2,370	2,760	3,150	3,540
			8月		_															_	400	800	1,190	1,590	1,980	2,370	2,760	3,150
			9月		_								_									400	800	1,190	1,590	1,980	2,370	2,760
			10月		_								_										400	800	1,190	1,590	1,980	2,370
			11月						_															400	800	1,190	1,590	1,980
		令	12月		_				_						_	_	_	_				_	_	_	400	800	1,190	1,590
		和	1月						_				_				_	_				_	_	_		400	800	1,190
		8	2月		_		_		_	_	_		_	_	_	_	_	_		_	_	_	_	_	_	_	400	800
		年	3月	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_		400

別表第二十四(第八条第三項関係) [各月の付加保険料を口座振替で前納する場合]

前納する月	令和6年4月から令和7年3月までの各月
前 納 額	400円